

保護者様

大津市立長等小学校
校長 西村 喜雄

気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準

盛夏の候、保護者様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育推進に対しまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

児童の安全を確保するため、気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準を下記の通りとしますので、年間を通じてご承知おきください。

I 気象(暴風を含む警報、特別警報)

- 1-1 当日の**午前7時**の時点で、県内に**暴風を含む警報**が発表されている場合は、その日は臨時休業とします。← **メール配信なし**
- 1-2 当日の**午前7時**の時点で、大津市南部に**特別警報**が発表されている場合は、その日は臨時休業とします。← **メール配信なし**
- 1-3 当日の午前7時以降で、登校中又は登校後に確実に**暴風を含む警報**又は**特別警報**の発表が、県内や大津市南部に見込めるときは、校長の判断で臨時休業する場合があります。← **メール配信あり**
- 2 当日の**午前7時を基準とする前後の時間帯**に、県内や大津市南部に前項1に規定する警報は発表されていない状態で、次のいずれかの状況が発生している場合は、学区の実情に合わせて校長が判断し、必要に応じ臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行う場合があります。← **メール配信あり**
 - 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
 - 土砂災害警戒情報が発表されている。
 - 避難情報が発表され、本校に避難所が開設されている。

II 地震

- 1 **前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）**の地震の発生により、大津市において**震度5弱以上**を観測した場合は、その日は臨時休業とします。← **メール配信なし**

ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、実情に合わせて校長が判断し、平常どおりの授業を行う場合があります。← **メール配信あり**

※裏面もお読みください

Ⅲ 武力攻撃事態等

- 1 前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とします。← メール配信なし
ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、実情に合わせて校長が判断し、平常どおりの授業を行う場合があります。← メール配信あり

※**メール配信未登録**の方は、是非、登録をお願いします。

学校ごとに判断する場合（← メール配信あり）が、あります。

※**長等学区**を含む警報発令時の**地域名称**は、『滋賀県』・『滋賀県南部』・『近江南部』・『大津市南部』です。

長等小学校

TEL 077-522-6669

FAX 077-522-1543

URL <http://www.otsu.ed.jp/nagara/>